



Title	オルタナティブ教育運動と「教育の公共性」に関する研究 ―ネットワークでのフレーミングと表象をめぐる闘争のプロセス―
Author(s)	藤根, 雅之
Citation	大阪大学, 2020, 博士論文
Version Type	
URL	<a href="https://hdl.handle.net/11094/76347">https://hdl.handle.net/11094/76347</a>
rights	
Note	やむを得ない事由があると学位審査研究科が承認したため、全文に代えてその内容の要約を公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 <a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed">〈a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed"〉</a> 大阪大学の博士論文について <a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed">〈/a〉</a> をご参照ください。

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

## 論文内容の要旨

氏 名 (藤根 雅之)	
論文題名	オルタナティブ教育運動と「教育の公共性」に関する研究 -ネットワークでのフレーミングと表象をめぐる闘争のプロセス-
論文内容の要旨	
<p>本研究の目的は、現代日本のオルタナティブ教育運動のネットワーク活動を事例に、それを社会運動論の枠組みから分析し、「教育の公共性」の議論に対し批判的な考察を加えることである。</p> <p>まず第1章では、本研究の問題の背景と目的の全体像、そして分析対象について説明した。2016年12月に成立した「教育機会確保法」の議論は、オルタナティブスクールや夜間中学など公教育制度において周辺化された教育機関の位置付けを問うことになり、「教育の公共性」に関する市民による教育運動からの批判的な問い直しと位置づく。「多様な教育」を「選択する」という考えは「教育の公共性の揺らぎ」や「教育の私事化」と批判される。一方、日本のフリースクールは「不登校」をはじめとする従来の学校教育では教育を受ける権利が保障され得ない子ども・若者の学びや育ち、過ぎしの場として展開してきており、また「不登校支援」とは銘打っていないオルタナティブスクールも保護者をはじめとする市民の参画によってその運営がなされているところが注目されている。「公共性」を複数の存在が討議を経ての合意形成を行う空間と捉えるならば、オルタナティブ教育においても「公共性」の存在を指摘できる。また、「教育機会確保法」の立法過程をめぐる、オルタナティブ教育運動は「分裂」状態にあると指摘されているが、それに対し本研究は、メディア上などの発言だけでなく、オルタナティブ教育関係者の日常的な活動のネットワークを分析対象とする。それによって本研究は、多様な背景・教育実践・教育目標からなる種々のオルタナティブ教育の活動が、いかに連帯し一つの社会運動と認識されうるものと成り立っているかのプロセスを明らかにし、その知見から「教育の公共性」論を批判的に考察することを目的とする。</p> <p>第2章では、本研究の主題である、「教育の公共性」の議論を批判的に整理し、本研究の問いを述べた。従来の学校教育を中心に考えられてきた「教育の公共性」論は、社会構造の再生産を担う学校教育の機能を指しており、それが機能不全に陥ることが「教育の公共性の揺らぎ」とされている。そして「教育の公共性の揺らぎ」を引き起こす要因として、個人が社会規範よりも個人のニーズに基づいた行為を優先させる「私事化」が指摘される。その議論に対し、従来の「教育の公共性」論が、学校教育によって再生産される、既存の社会構造における抑圧や排除の問題を不問にしている点を指摘した。また、研究者も含めての公と私の恣意的な区別による、様々なマイノリティの抑圧や排除を指摘した。それに対し、社会教育研究、教育運動研究、オルタナティブ教育研究といった学校教育の周辺に位置する諸領域において、国家的な公共性から抑圧・排除されがちなマイノリティが独自の民主主義と共同性を再構築する、学校外の教育の公共性が議論されている。本研究は、その学校外の教育の公共性の議論からオルタナティブ教育運動を捉えるのであるが、それに対しても、市場原理からの自立性の問題、新たな権力による国家からの管理統制の問題、運動の閉鎖性と合意形成の困難の問題の3点が指摘されている。それらを踏まえて本研究は、オルタナティブ教育運動が関係者間の具体的な相互作用を通じて構築されていくプロセスと、その展開における「公共性」をめぐる闘争の側面すなわち「公」と「私」の境界への問い直しのプロセスを明らかにすることを問題として設定した。</p> <p>第3章では、オルタナティブスクールについて実証的になされた先行研究をレビューした。多様性・柔軟性・流動性を有するオルタナティブスクールが、いかなる相互作用のプロセスを経て対抗的な言説を申し立てる集合的なアクターとなり得るのか、そしてその相互作用のプロセスを経て提示される対抗性が、社会や教育に対して何をどのように問い直してくるのかという点が残された問いであると位置付けた。</p> <p>第4章では、分析の枠組みとする社会運動論における社会構築主義的アプローチであるフレーミング分析とA. Melucciの論考を整理した。潜在的側面のネットワークとそこでのディスカッションで論争的なフレーミングの過程を分析し、現代日本のオルタナティブ教育運動の新たな意味的側面を明らかにすることによって、日本のオルタナティブスクールが現代の学校教育や社会に対して、そして教育研究に対して投げかける問いを明らかにすることを分析課題と据えた。</p> <p>第5章では、調査の概要を説明した。本研究は、全国のオルタナティブスクールへの2回の質問紙調査と、2つのネッ</p>	

トワーク活動でのフィールドワークで得られたデータを用いた。

第6章では、現代日本のオルタナティブスクールの活動状況について、その全国的な動向を量的調査の結果から検討した。活動内容と活動理念の傾向と対応関係、ならびに学校教育との連携状況を分析した。その結果、オルタナティブスクールの活動や理念、置かれている社会的・制度的状況は、単一のものに還元できず、複数性を有していることが確認できた。

第7章では、複数の立場や意見からなるオルタナティブ教育運動が、いかにして連帯し、「フォーラム」といった「外部」にメッセージを発信するイベントを実施しているかを分析した。「フォーラム」を実施する実行委員会の進め方において、複数の立場を踏まえた討議のプロセスが重視されることになるが、特に「教育機会確保法」をめぐる合意形成の困難や、リーダーの不在による運動として追求する目標設定の困難が経験されていた。その上で運動参与者たちは、「フォーラム」の目的を法制度化といった形で国家に「認めさせる」のではなく、広く「一般の人々」に「知ってもらおう」ことに据え、討議を収斂させるのではなく、討議のプロセスを開き、継続させていくところに運動の意義を置いていた。

第8章では、オルタナティブスクールの日常的な教育・居場所活動における組織間の連携に着目し、多様な理念や実践からなるスクール同士が、それぞれの差異を尊重しながら連携する技法を分析した。それぞれのオルタナティブスクールは独自の集合行為フレームを提示し、時にそれらはお互いに批判し合うほど差異化されている。しかし、様々なニーズや背景を有する子ども・若者を受け入れるにあたって、子ども・若者とオルタナティブスクールの「相性」を考えて他のスクールを紹介できるという点に、連携するメリットを見出している。他のオルタナティブスクールを子ども・若者に紹介するということは、自身の組織が選ばれない事態となり、自身の組織の集合行為フレームの正当性が揺らぐということが経験されるのであるが、その時に何か一つの「強力」なフレームをトップダウン的に全員が採用することで連携が達成されるのではなく、自組織の活動の「不完全性の積極的肯定」というフレームがボトムアップ的に創発され、連携が維持・継続されていることが明らかになった。

第9章では、ネットワークの活動を継続・展開していく上で、意見や行為の複数性の担保を継続しようとしてくプロセスを分析した。ネットワークは、緩やかなつながりという形態、単一の理念を持たないという規範、道具的な機能の重視という特徴を有していた。そして、ネットワークの名称を決める上での組織間の差異の意識と顕在化を経験した上での妥協の形成、サポート校という異質な他者との対当から引き起こされる批判とそれを巡る対話、運営方法の慣習に対する問い直しと新たな合意の形成といった、継続的で省察的な討議の過程を経験していた。様々な出来事との弁証法的なプロセスを経て、それまでの運営方針などのフレームを問い直し続け、継続的な討議の過程を維持・展開していた。

第10章では、第7章から不第8章までで分析したような運動のプロセスを経て、その参与者たちが自分たちの行為についていかに語るのかを分析し、「個人の私的な問題」と処理されがちな経験を「社会の公的な問題」として問い直すプロセスを明らかにした。参与者は既存の学校教育の問題を語る際に、各々のそれまでの個人的な経験から語る。その個人的な経験は、学校教育において「ルールが既に決まっている」ために個々人がその教育のあり方や取り決めに意見を出すことができない問題とカテゴライズされる。その上で提示されるオルタナティブは、「選択肢の保障」「それぞれが自ら教育をつくる」「それぞれがつながる」ということである。「ルールが既に決まっている」という問題のカテゴライズは、その結果人々が「考えることを喪失してしまう」という点、そして社会における個々人の「同化と排除」となる点を指摘することで、「私的」な問題ではなく社会や公教育制度として向き合う必要がある「公的」な社会問題として位置付け直され、提示するオルタナティブの論拠となっている。

最後の第11章では、各章で明らかにしたことを整理し、本研究の目的であるオルタナティブ教育運動の社会運動の側面の考察と、「教育の公共性」論との関係を考察した。

本研究が明らかにしたオルタナティブ教育運動のフレーミングプロセスは、単一の文化やイデオロギーに還元されない複数の行為者が、ディスカッションで論争的なプロセスを経ながら運動のフレームを構築、再構築していく実践という「連帯」のプロセスであった。また、既存の学校教育制度やそこで教育を受けることのみを正当な教育・学習とみなす規範との「闘争」も見出した。単に学校に行けない子たちへ、「普通」に準ずる教育機会を確保・提供するリメディアルなものだけではなく、学校教育以外の空間においてもまたそこが学校教育に準じた教育空間でなくても、子どもたちはそこで学んでもいいし過ごしてもいいという対抗的なメッセージの提示が指向されていた。そして、オルタナティブ教育運動における「システムの限界突破」の指向性を見出した。国家権力によって制度化された従来の専門性や行政機関のみが公教育を担い、その公教育は社会統合と市場原理に資する人材育成として機能するという、既存のシステムへの挑戦であり、市民が自らの考えで自らの手で教育を実践してもいいというオルタナティブな様式の提示であり、システムのあり方そのものへの挑戦となる行為である。

そしてこれらの社会運動としてのプロセスと指向性が、「公」と「私」の近代的な区別への挑戦となることを考察した。N. Fraserが概念化する「対抗的な公共性(counterpublics)」として、支配的な公共性すなわち従来の「教育の公共性」において論者のレトリックにより「私事」とされ、公共性の領域から排除されてきた立場の者たちが、その「公」と「私」の境界を問い直していくという闘争のプロセスを担う空間が構築されていた。本研究の知見が提示するものは、その教育の「公」と「私」の間に境界線を引こうとする支配的なコードへの挑戦として、オルタナティブ教育運動の公共性が位置づいているということである。それは、市民が独自の教育を創る事を「私事化」と名指してくるものに対する、自分たち一人一人の教育、生活、そして社会について自分達で考えるという事を奪われている問題への挑戦であると名付けの力を取り戻す闘い、「表象(representation)」をめぐる闘争である。

そして最後に以上の分析と考察を踏まえ、教育における「包摂」をめぐる議論と、「教育機会確保法」に関する研究に対してインプリケーションを示し、本研究の課題と展望を述べた。

## 論文審査の結果の要旨及び担当者

氏 名 ( 藤 根 雅 之 )	
(職)	氏 名
論文審査担当者	主 査 教 授 木村 涼子 副 査 教 授 高田 一宏 副 査 外部審査委員 吉田 敦彦
<b>論文審査の結果の要旨</b>	
<p>本論文は、90年代から重要な教育問題として注目が高まってきた「不登校」現象を背景に、量的かつ質的に発展してきたフリースクール／オルタナティブスクール（以下、オルタナティブスクール）に焦点を当てている。ただし本論文は、オルタナティブスクールを、単に「不登校」支援の役割を果たすものと画一的かつ表層的にとらえる見方には異議をとらえる。各スクールが子ども・保護者など市民の多様なニーズに応える目的をそれぞれに掲げ、目的に適した運営方法を生み出している現状を実証的にとらえるとともに、スクール同志が連帯するネットワーク運動に着目する点が本論文の特徴である。オルタナティブスクールのネットワーク運動を対象に、丁寧に収集した量的かつ質的な諸データを、社会運動理論を用いて分析を重ねることによって、それらが従来の学校教育のあり方を前提とする「教育の公共性」を問い直す運動となっていることを明らかにしている。</p> <p>本論文の第1章はオルタナティブスクールをめぐる背景と研究の目的を示し、つづく第2章では「教育の公共性」という近年重要性を増している概念を軸に、従来の議論を批判的に検討することを通じて、オルタナティブスクール教育運動が問いかける「教育の公共性」とは何かに迫る意義を論じる。第3章ではオルタナティブスクールに関する国内外の先行研究を整理・検討することによって、残された課題を整理し、その課題追究のために用いる分析枠組みについては第4章、調査概要については第5章で述べられる。</p> <p>第6章から第10章までは、質問紙調査、WEBサイト調査、フィールドワーク、インタビューなど、多面的な実証研究の成果をまとめ、分析考察を加えたものである。第6章は量的調査によって、諸オルタナティブスクールの全国的な実態を、「一条校」や行政との連携を含めて総合的に把握し、その多様性を示す。フィールドワークとインタビューによる質的調査の成果である第7章から第10章は、そうした多様なオルタナティブスクールが互いの違いを超えて／踏まえていかに連帯していくのか、連帯に伴うジレンマの存在とジレンマを乗り越える技法、多様なスクールが連帯することによる複数性の創出と維持を、集合行為フレーム概念を用いて解き明かす。</p> <p>本論文の大きな特徴は、オルタナティブスクールに注目した研究でありながら、「オルタナティブスクール研究」ではない、ということである。本研究が根本的に問うていることは「教育の公共性」とは何かであり、オルタナティブスクールに向けた視線は、公教育を中心とする日本社会の「教育」および教育研究全般が依って立つ地平を見通そうとしている。</p> <p>そのための研究課題は、第一に多様性・柔軟性・流動性を有する諸オルタナティブスクールがいかに対抗的言説を表明する集合的なアクターとなるのか、第二に諸オルタナティブスクールによる対抗的言説が公教育を中心とする現在の支配的な教育言説をいかに問い直すのか、の二点であるとの確に明示されている。</p> <p>研究方法としては、上記のように章ごとに適切な手法を選択し、実りある混合研究法を実現している。それらはいずれも、実証研究として適切な手順を踏んだ確かさをもっているとともに、調査協力者とのラポール確立も含めて、必要とされる研究倫理を十分に守っていることが確認できる。先行研究に関しては、英語文献への目配りもした上で、関連する文献を丹念に収集の上、このテーマにおいて必要とされる内容を満たしている。特に理論として用いた英語文献については原著での精読の成果が発揮されている。また、最初に立てた問いから結論まで論旨は一貫しており、説得的に論じられている。論文構成も文章表現も、学術論文として高い水準に達していると判断できる。</p> <p>本研究は理論的にも実証的にも厚みのあるものとなっており、学術的かつ社会的な貢献をなし得る、多くの知的収穫がみとれる。本研究の重要な知見のひとつは、個々のオルタナティブスクールが自組織の意義を確保しつつも、単独では決して「完全」ではないということを肯定的にみとめるという、「不完全性の積極的肯定」なる集合行為フ</p>	

フレームと、それがネットワーク発展のプロセスで連帯を可能にするためにいかに機能するのかを明らかにしたことだろう。そうした集合行為フレームが構築されるためには、「正解」に向かって効率的に議論するというよりは、時に散漫で回り道をしながらの議論のあり方（本論文中「ディスカッション」とカタカナで示される）が必要になることが指摘されているが、そこで各アクター（個人であれ集団であれ）が己（「私」）の立場と経験、考えを伝え相互交流する、そうしたプロセスがオルタナティブな民主主義あるいは公共圏を成立させる可能性が示唆されている。オルタナティブ教育運動は、「（既存の）学校に行かない／行けない」というひとりひとりの「私」の状況から出発したものであり（ながら）、だからこそ「公」とされるシステムを問い直す力をもって発展しつつあることが見出されている。

本研究は、現在の教育研究や教育に関わる政策的議論などにおいて頻繁に使用される「教育の公共性」という概念が普遍的な正当性をまといつつ、その実、「公」と「私」の区別を恣意的におこなうものであり、既存の体制維持を圧倒的な是としていることを浮き彫りにしている。すなわち、日本の教育実践や教育理論のみならず、教育政策へのインプリケーションも含まれ、実に実り多い研究論文といえよう。

以上をもって、本論文を、博士（人間科学）の授与にふさわしいと判断する。